

基準4 学生等の受入れ

1 視点ごとの自己評価

視点4-1 指導員養成訓練の各課程について、受入れ方針の設定と設定の方法、その方針に沿った定員設定、募集活動、入校試験の実施方針、方法及び入校基準並びに選抜が適切に行われているか

【視点に係る状況】

職業大は、平成26年度から時代や産業ニーズにマッチする職業訓練指導員の養成及び能力向上を実施し、日本のものづくり分野における職業訓練をリード・実践するため、ものづくり経験者や新規学卒者を対象に、それぞれの経験に対応した多様な実践的カリキュラムを提供し、日本のものづくりイノベーションをものづくり現場で確実に指導できる指導者を養成することを目指して、基準2 表2-1-1に説明する指導員養成訓練を創設した。

指導員養成訓練は、平成22年10月の厚生労働省通達により「指導員候補者に対するあらたな訓練課程の創設」を目指すものとして取り組みが指示されるとともに、職業大が行うべき業務として、能開法第27条の2（第7節職業訓練指導員等）（再掲 別添資料1-1-1参照）及び同施行規則第36条の5（第三節 職業訓練指導員等）（再掲 別添資料1-1-2参照）の各条項に訓練対象者、教科、訓練の実施方法、訓練期間、訓練時間等の訓練基準（表4-1-1参照）が定められた。

職業大は、これら指示等を踏まえ、教職員への説明、所掌業務の変更や学生募集用パンフレットや学生募集要項の作成等が求められた。その中であって、学生募集用パンフレットの作成は旧学生委員会（表4-1-2参照）及び学生募集要項は旧入試委員会（表4-1-3参照）に、それぞれ部会を設置し、検討を重ね機構本部、厚生労働省との最終調整と評議会の承認を経て、学生募集用リーフレット（別添 資料4-1-1参照）及び募集要項（別添資料4-1-2, 3, 4, 5参照）を作成した。

資料4-1-1 指導員養成訓練学生募集用リーフレット 3種

資料4-1-2 平成26年度指導員養成訓練学生募集要項（長期養成課程・短期養成課程）一般用

資料4-1-3 平成26年度指導員養成訓練 学生募集要項（長期養成課程・短期養成課程）
（公共職業能力開発施設及び認定職業訓練施設用）

資料4-1-4 平成26年度指導員養成訓練 学生募集要項（職種転換課程）

資料4-1-5 平成26年度指導員養成訓練 学生募集要項（高度養成課程）

資料4-1-6 職業能力開発促進法第15条の6第1項第3号（抜粋）

表 4-1-1 指導員養成訓練各課程の概要

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区分	長期養成課程	短期養成課程
訓練の目的	機構、都道府県、企業等に指導員候補として採用された民間企業経験者、工科大卒業者等を対象に、最先端の技術・技能や指導員技法等ハイレベルの職業訓練指導員として必要な能力を付加するために訓練を実施	
対象者	職業訓練指導員候補者として採用された者又は職業訓練指導員になろうとする者であって、次のいずれかに該当する者	
	イ 学校教育法による大学（短期大学を除く）において免許職種に関する学科を修めて卒業した者 ロ 総合課程又は応用課程の高度職業訓練を修了した者 ハ イ、ロと同等以上の学力を有する者	イ 能開法第 30 条第 3 項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者 ロ 能開法施行規則第 39 条第 1 号の厚生労働大臣が指定する講習を受けることができる者 ハ 職業訓練において訓練を担当しようとする者 ニ 職業訓練において訓練を担当している者 ホ 能開法第 28 条第 1 項の職業訓練指導員免許を受けた者
訓練科	1 機械指導科 2 電気指導科 3 電子情報指導科 4 建築指導科	指導員免許対象職種 123 科及び指導科
人材育成目標	本訓練の修了後、直ちに訓練指導現場において即戦力として活躍するために、職業訓練指導員経験 3 年程度の能力を有し、地域の人材ニーズに基づく職業訓練計画策定、訓練指導、就職支援、訓練内容の評価・改善など PDC A サイクルによる訓練コースの運営ができること。修了者(短期養成課程については、能力審査合格者)については、専門課程の高度職業訓練を担当する資格が得られる。なお、短期養成課程については、指導員免許の取得(普通課程担当資格)を目指すコースもある。	

区分	職種転換課程	高度養成課程
訓練の目的	職業訓練指導員等が新たに又は追加して職業訓練指導員免許を取得するための訓練を実施	能開法第 15 条の 6 第 1 項第 3 号(別添 資料 4-1-6)の高度職業訓練を担当する指導員養成訓練課程で、高度な知識及び技能で専門的かつ応用的なもの並びに研究能力を有する職業訓練指導員の養成を実施
	新たに又は追加して職業訓練指導員免許を取得しようとする者であって次のいずれかに該当する者 イ 能開法第 28 条第 1 項の職業訓練指導員免許を受けた者	訓練対象者は、次のいずれかに該当する者 イ 職業大において、研究課程を修了した者 ロ 学校教育法による大学の大学院修士課程修了者又は平成 26 年修了見込みの者 ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技

対象者	ロ 職業訓練指導員の業務に関し1年以上の実務経験を有する者 ハ 当 該訓練課程の訓練科に関し、2級の技能検定に合格した者でその後3年以上の実務経験を有するもの又はこれと同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認められる者	能を有する認められる者
訓練科	平成26年度設定科 鋳造科、機械科 構造物鉄工科、塑性加工科 溶接科、電気科、電気工事科、電子科、コンピュータ制御科、建築科、木工科、配管科、メカトロニクス科、情報処理科、自動車整備科、内燃機関科、塗装科、デザイン科 以上18科	応用研究科 (高度実践技術指導者専攻)
人材育成目標	習得した訓練科に係る普通課程の普通職業訓練を担当できること	職業能力開発大学校において応用課程の高度職業訓練を担当できること

表 4-1-2 職業能力開発総合大学校旧学生委員会

	開催	構成員	主な審議事項
学生委員会	必要に応じて開催	<ul style="list-style-type: none"> ・学生部長 ・応用研究課程部長 ・長期課程部長 ・学生課長 ・国際協力課調査役 ・各専攻、各工学科、専門基礎学科及び能力開発専門学科教授、准教授又は講師のうちから1名 	各課程に係る <ul style="list-style-type: none"> ・退学、休学、復学に関する事 ・賞罰及び除籍に関する事 ・研究生、科目履修生に関する事 ・学生便覧、募集等に係るパンフレットに関する事 ・学生の授業料の免除に関する事 ・その他

表 4-1-3 職業能力開発総合大学校旧入試委員会

	開催	構成員	主な審議事項
入試委員会	必要に応じて開催	<ul style="list-style-type: none"> ・副校長 ・学生部長 ・応用研究課程部長 ・長期課程部長 ・高度養成課程部長 ・各専攻、各工学科、専門基礎学科及び能力開発専門学科教授、准教 	<ul style="list-style-type: none"> ・入学試験の基本方針に関する事 ・入学試験の科目の選定及び配点等に関する事 ・入学試験の日時、場所及び実施方法に関する事 ・出願書類の取り扱いに関する事 ・募集要項に関する事 ・学生募集の広報に関する事

		授のうちから1名	<ul style="list-style-type: none"> ・入学試験合格候補者の判定資料に関すること ・その他入学試験に関すること
--	--	----------	---

平成25年度の募集活動は、入試委員会に諮り同委員会に部会を設け、同部会で審議、検討した結果に基づいて、移転統合後の職業大の基幹業務の一つとして指導員養成訓練制度の周知と学生の確保に向けた募集活動を開始するため、厚生労働省及び機構本部との調整を経て、職業大ホームページに募集要項を掲載(平成25年12月)するとともに、併せて関連する工科系学部のある大学・高等専門学校、機構職業能力開発施設、都道府県職業能力開発主管部課及び公共職業能力開発施設等へ募集要項を送付(表4-1-4参照)し制度の周知を図った。

一方、基準3 視点3-1-(3)-①で前述した地域担当教員は、民間認定職業訓練施設や実務実習実施企業の訪問の機会を捉えてリーフレット等を持参し、制度の説明と活用について勧奨するとともに、応募に向けた情報収集等を行うなど募集活動を実施した。さらに、校長、副校長、基盤センター所長及び各部長にあつては、47都道府県職業能力開発主管部課を地域分担して、直接訪問による説明と広報及び所管職業能力開発施設指導員の指導員養成訓練への受験者推薦について協力を依頼するなど、職業大全体で学生募集活動に取り組むこととなった。

平成26年度には、「指導員養成訓練学生委員会規則」(別添 資料4-1-7及び表4-1-5参照)及び「職業能力開発総合大学校指導員養成訓練入試委員会規則」(別添 資料4-1-8及び表4-1-6参照)が制定され、以降同規則により学生募集パンフレットや学生募集広報に係る事項の審議、検討等を行う体制が整備されている。

資料4-1-7 職業能力開発総合大学校指導員養成訓練学生委員会規則

(平成26年4月16日規則第1号)

資料4-1-8 職業能力開発総合大学校指導員養成訓練入試委員会規則

(平成26年4月16日規則第3号)

表4-1-4 平成25年度「指導員養成訓練学生募集要項」配付内訳

	配付内訳	備考
大学・高等専門学校	230 機関	
機構職業能力開発施設	197	
都道府県能力開発主管部課	47	
都道府県公共職業能力開発施設	161	
認定職業訓練施設	34	
計	669	

表 4-1-5 指導員養成訓練学生委員会

	開催	構成員	主な審議事項
指導員養成 訓練学生委 員会	必要に 応じて 開催	<ul style="list-style-type: none"> ・学生部長 ・教務部長 ・ユニット区分のユニット（系）から1名 ・能力開発基礎系 ・能力開発応用系 ・基盤ものづくり系・新成長分野系 機械分野 電気分野 電子情報分野 建築分野 ・生産管理系 ・新成長分野系 ・その他、校長が必要と認める者 	<ul style="list-style-type: none"> ・退学、休学、復学に関する事 ・賞罰及び除籍に関する事 ・研究生、科目履修生に関する事 ・学生便覧、募集等に係るパンフレットに関する事 ・学生の授業料の免除に関する事 ・学生の課外教育及び課外活動に関する事 ・学生の団体活動の指導に関する事

表 4-1-6 指導員養成訓練入試委員会

	開催	構成員	主な審議事項
指導員養成訓練 入試委員会	必要に 応じて 開催	<ul style="list-style-type: none"> ・副校長（能開担当・議長） ・学生部長 ・教務部長 ・ユニット区分のユニット（系）から校長の指名者 ・能力開発基礎系 ・能力開発応用系 ・基盤ものづくり・新成長分野系 機械分野 電気分野 電子情報分野 建築分野 ・生産管理系 ・新成長分野系 ・その他、校長が必要と認める者 	<ul style="list-style-type: none"> ・入校試験の基本方針に関する事 ・入校試験の科目の選定及び配点等に関する事 ・入校試験の日時、場所及び実施方法に関する事 こと ・出願書類の取扱いに関する事 ・募集要項に関する事 ・学生募集の広報に関する事 ・入校試験合格候補者の判定資料に関する事 こと ・その他、入校試験に関する事

入校試験にあたっては、長期養成課程及び短期養成課程の応募者の職業訓練指導員の免許職種に関わる資格審査を、各提出された応募書類を基に基準3 視点3-1-(3)-②で説明した職業訓練指導員資格審査センターに設置された各指導員養成訓練資格審査部会を開催し能力審査するとともに、前述の入試委員会（指導員養成訓練部会）と同様、平成23年10月1日要項第12号に基づく入校試験実施要項(別添 資料4-1-9及び表4-1-7参照)に準じて、「入試実施本部」を立ち上げ、本部長の指示の下、書類選考、出題、採点、集計、面接及び試験場の各業務担当者と担当業務の責任者を定め、第1回入校試験を実施した。

なお、試験内容としては、各課程の学生募集要項(再掲 別添資料4-1-2, 3, 4, 5参照)に記載のとおり、出願書類の審査と面接試験としている。ただし、長期養成課程の一般応募者に対しては、各指導科とも基礎科目60分、専門科目として2専門分野から1専門分野を選択して60分の学力試験のほか、個別面接を実施することとした。

平成26年度には、「指導員養成訓練入校試験実施要項」(別添 資料4-1-10及び表4-1-7参照)が制定され、以降同要項により入校試験が実施される体制が整備されている。

資料4-1-9 職業力開発総合大学校入学試験実施要項 (平成23年10月1日要項第12号)

資料4-1-10 職業能力開発総合大学校指導員養成訓練入校試験実施要項

(平成26年4月16日要項第1号)

表4-1-7 入校試験実施要項(抜粋) —入試実施本部業務分担及び業務内容—

担当区分	担当業務等	
	平成23年10月1日 要項第12号	平成26年4月16日 要項第1号
本部長	副校長	同左
1 書類選考	入試に必要な書類の作成、入校志願者より提出された書類の審査及び入試委員会等に提出する資料作成	同左
2 出願担当	問題及び解答用紙の作成、印刷校正並びに配分(検閲区分)を行う	同左
3 採点担当	解答の採点及び各科目の得点の集計並びに個票への記入を含む統計等の資料作成	同左
4 集計担当	答案の全科目の得点の集計及び入試委員会等に提出する資料作成	同左
5 試験場担当	試験場の管理運営を行う	同左
6 面接担当	面接選考の実施及び入試委員会に提出する資料作成	同左

表 4-1-8 平成 26 年度指導員養成訓練選考方法

対象応募者	課程名	選考方法
公共職業能力開発施設所属指導員	長期養成課程	出願書類による選考とする
	短期養成課程	
認定職業能力開発施設所属指導員	長期養成課程	出願書類による選考とする
	短期養成課程	
一般応募者	長期養成課程	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎科目（英語・数学）各 30 分の学力試験 ・各 4 訓練科に挙げられた 2 科の履修内容の範囲から専門科目の学力試験として 1 分野を選択して 60 分の学力試験を受験 ・個別面接
	短期養成課程	・個別面接及び出願書類による選考
公共職業能力開発施設所属指導員 認定職業能力開発施設所属指導員 一般応募者	職種転換課程	面接試験（口頭試問を含む）及び出願書類による選考とする。ただし、受験科と関連のある科の指導員免許の取得者及び 1 級技能士合格者にあつては、出願書類のみでの選考とする。
公共職業能力開発施設所属指導員 認定職業能力開発施設所属指導員 一般応募者	高度養成課程	面接試験（口頭試問を含む）及び出願書類による選考とする。なお、公共職業能力開発施設及び認定職業能力開発施設に勤務する者は、出願書類により選考とする。

可否判定は、入試実施本部長より入校試験に係る入試実施本部の採点の集計結果が、入試委員会指導員養成訓練部会に報告され、同委員会による審議がなされた後、指導員養成訓練合同教授会(再掲 別添資料 2-1-(2)-3 参照)に報告、最終可否判定が議決され、合格発表については、本人あて通知とホームページ上で発表した。

表 4-1-9 平成 26 年度指導員養成訓練応募者、合格者及び入校状況

課程名	コース 区 分	平成 26 年度生			備 考
		応募者	合格者	入校者	
長期養成課程	2 年訓練	7 人	7 人	7 人	(H26/4/1)
	1 年訓練	7	7	7	(H26/4/1)
短期養成課程	12 ヶ月訓練	4	4	4	指導科(H26/4/1：留学生)
	3 ヶ月訓練	4	4	4	指導科(H26/4/1)
	1 ヶ月訓練	1	1	1	事務科(H26/6/1)
		1	1	1	情報処理科(H26/10/1)
		1	1	1	指導科(H26/10/1)

職種転換課程	1年訓練	0	0	0		
	6ヶ月訓練	0	0	0	前期	
	6ヶ月訓練	17	17	17	後期	機械科1人、溶接科15人、情報処理科1人(H26/10/1)
高度養成課程	1年訓練	28	28	28	(H26/4/1)	

注 1 備考欄の科名は、入校科名である。また、()は、入校年月日であること。

2 上記入校数は、平成26年10月1日現在の実績であること

視点4-2 高度職業訓練について、受入れ方針の設定と設定の方法、その方針に沿った定員設定、募集活動、入校試験の実施方針、方法及び入校基準並びに選抜が適切に行われているか

【視点に係る状況】

平成22年10月の厚生労働省通達による①長期課程及び研究課程の廃止及び②専門課程及び応用課程の廃止の決定を受けて、「①高度技能者のみならず、企業等において指導者として活躍しうる人材を育成するため、これに代わる訓練課程（専門課程、応用課程を含む新課程）を創設し、平成24年度から実施すること。②新課程は、学位（学士）授与の課程認定を目指すこと。」の指示を受け、機構本部の「職業大改革プロジェクト推進会議」に新課程のカリキュラムを検討する検討会や学位（学士）授与の課程認定を目標としたプロジェクトが置かれ、①新課程の名称を「総合課程（仮称）」、②学科目を4専攻「機械・電気・電子情報・建築各専攻」、③学生定員を「各20名」、④開校予定を「平成24年4月」及び⑤開設場所を「小平市（当時東京校）」等として検討結果がまとめられた。

なお、平成23年5月能開法施行規則の一部を改正する省令において、特定専門課程及び特定応用課程を創設し、これらを体系的に実施する職業訓練課程として総合課程を設けることが規定された。

職業大は、これらの決定を受け、早々に「学生部の運用方針に関する規則」（平成26年3月廃止）により設置されていた学生委員会を開催し、「平成24年度学生募集用パンフレット及び学生募集要項」の作成に着手し、移転業務や授業の間隙をぬって検討、調整を進めるとともに、学位（学士）資格は、調整の結果「取得予定」として文言を加えることの結論を得て、評議会における了解のもと作成された。

なお、創設された高度職業訓練（総合課程）については、基準2 視点2-1表2-1-1に説明するとおりである。

学生募集は、学生委員会での検討を受けて相模原及び小平キャンパスの両教職員の協力の下で、長期課程において応募受験の実績がある全国の高校を中心に学生募集パンフレット及び学生募集要項を送付(表4-2-1参照)するとともに、基準3 視点3-1-(3)-①

で説明した地域担当教員による学校訪問、あるいはオープンキャンパスの実施等を通じて活動を展開してきた。

なお、学位(学士)の取得は、平成24年2月に大学評価・学位授与機構より「学士(生産技術)」を養成できる課程として認可(別添 資料4-2-1 参照)されている。

一方、移転統合に向けた動きが両キャンパス間で本格、具体化していく中で、入校試験の実施に係る検討は、旧入試委員会(総合課程部会)での検討、調整を経て「入試大要(案)」として取りまとめられ、その内容は、評議会で検討され、了解のもと直ちに入試業務を所掌する学生部を中心に準備を進め、推薦入試及び一般入試とも小平キャンパスを試験会場として実施することとして、入学試験実施本部を立ち上げ、推薦入試は、予定通り小平キャンパスを会場に実施され、その結果は、入学試験実施本部から平成23年度に総合課程推薦入試応募者の可否を審議するために特別に設置された「総合課程入学試験判定会議」に報告され、その承認のもと最終合格者を決定し、受験者等関係者への通知と本校掲示板で発表した。(表4-2-3 参照)

さらに、一般入試は、小平キャンパスをメイン会場に全国9地方主要都市で実施することとし、相模原及び小平キャンパスの教職員からそれぞれ試験監督者等業務担当者を任命し、混乱を来たすことなく所期の予定通り学力試験(英語、数学、物理)及びグループ面接を実施し、厳重な管理の下、採点、集計等選考資料を作成し、上記総合課程入学試験判定会議による判定を受け、最終合格者については、本人あて並びに本校掲示板、ホームページで発表された。

なお、平成24年から、推薦入試に合格し、入校を希望する学生に対しては、基礎学力の復習と入校後の授業の円滑な進行を図るため課題を提供し、事前教育の取り組みを行ってきた。

一方、入校試験に係る規定は、平成24年4月1日制定された「総合課程教授会細則」及び「総合課程教授会の運用について」並びに平成23年10月1日制定の「入試委員会規則」及び「入学試験実施要項」が平成26年3月末をもって廃止され、同年3月12日付けで新たな規程として「高度職業訓練総合課程教授会規則」(再掲 別添資料2-1-(2)-1 参照)、「高度職業訓練総合課程教授会運営細則」(再掲 別添資料2-1-(2)-2 参照)が設けられるとともに、「総合課程学生委員会規則」(再掲 別添資料2-1-(8)-2 参照)、「総合課程入試委員会規則」(別添 資料4-2-2 及び表4-2-2 参照)及び「総合課程入校試験実施要項」(別添 資料4-2-3 参照)の各規定が平成26年4月16日付けで制定された。以後新たな規則に則って平成27年度用リーフレット、募集パンフレット及び募集要項(別添資料4-2-4、5、6 参照)を作成し募集活動を開始している。

資料4-2-1 職業能力開発総合大学校総合課程の認定の審査について(通知)(写)

(平成24年2月13日評学機構学第189号)

資料 4-2-2 職業能力開発総合大学校総合課程入試委員会規則

(平成 26 年 4 月 16 日規則第 6 号)

資料 4-2-3 職業能力開発総合大学校総合課程入校試験実施要項(平成 26 年 4 月 16 日要項第 2 号)

資料 4-2-4 2015 「総合課程」 紹介リーフレット

資料 4-2-5 2015 「総合課程」 学生募集パンフレット (平成 27 年度用)

資料 4-2-6 2015 「総合課程」 学生募集要項 (平成 27 年度用)

表 4-2-1 平成 25 年度「総合課程学生募集用パンフレット及び学生募集要項」配付内訳

配付先	配付内訳	備 考
高等学校	5,061 機関	
都道府県職業能力開発施設	165	
機構訓練支援センター等	197	
予備校	217	
計	5,640	

表 4-2-2 総合課程入試委員会

	開催	構成員	主な審議事項
総合課程 入試委員会	必要に 応じて 開催	<ul style="list-style-type: none"> ・副校長 ・学生部長 ・教務部長 ・ユニット区分のユニット (系) から校長の指名者 ・能力開発基礎系 ・能力開発応用系 ・基盤ものづくり・新成長分野系 機械分野 電気分野 電子情報分野 建築分野 ・生産管理系 ・新成長分野系 ・その他校長が必要と認める者 	<ul style="list-style-type: none"> ・入校試験の基本方針に関する事 ・入校試験の科目の選定及び配点等に関する こと ・入校試験の日時、場所及び実施方法に関する こと ・出願書類の取扱いに関する事 ・募集要項に関する事 ・学生募集の広報に関する事 ・入校試験合格候補者の判定資料に関する こと ・その他、入学試験に関する事

表 4-2-3 総合課程応募者、合格者、入校者推移表

専攻		平成24年度			平成25年度			平成26年度			備考
		定員	応募者	合格者	入校者	応募者	合格者	入校者	応募者	合格者	
機 械		20 ^人	68 ^人	33 ^人	22 ^人	78 ^人	39 ^人	28 ^人	80 ^人	39 ^人	20 ^人
	(推薦)		16	11		11	8		12	6	
	(一般)		52	22		67	31		68	33	
電 気		20	30	28	20	65	36	24	50	39	23
	(推薦)		8	6		16	11		11	8	
	(一般)		22	22		49	25		39	31	
電子情報		20	59	32	22	88	41	21	86	44	21
	(推薦)		13	10		12	8		15	8	
	(一般)		46	22		76	33		71	36	
建築専攻		20	42	29	20	68	33	23	80	36	20
	(推薦)		11	7		19	11		21	8	
	(一般)		31	22		49	22		59	28	
計		80	199	122	84	299	149	96	296	158	84
	(推薦)		48	34		58	38		59	30	
	(一般)		151	88		241	111		237	128	

注 平成26年度は、学校推薦の他自己推薦による応募者3名を含むこと。

視点4-3 指導員技能向上訓練について、受入れ方針の設定と設定の方法、その方針に沿った定員設定、募集活動、受講者の選考が適切に行われているか

【視点に係る状況】

指導員技能向上訓練は、平成22年10月の厚生労働省通達により、職業訓練指導員に対する再訓練の強化等の指示がなされた。その内容は、①全国各地に出向いて訓練を実施する等、職業訓練指導員が積極的に受講しやすい環境整備に努めることにより、平成24年度から実施規模の拡充等再訓練の強化を図ること（最終実施目標人数5,000名）②民間教育訓練等の指導者についても広く対象とし、ニーズに即した指導技法等の訓練の実施すること③ものづくり分野以外においても、ニーズを踏まえた上でカリキュラム、教材開発等積極的に進めること、とされた。

職業大は、各職業訓練支援センター及び各都道府県等に対し、ニーズ調査を実施するとともに、機構本部と「スキルアップ訓練に係る専門プロジェクト」（平成22年10月設置）を立ち上げ、目標達成に向けた諸課題と並行して、スキルアップ訓練企画運営委員

会（平成 24 年度設置）、現指導員技能向上訓練企画運営委員会（再掲 別添資料 2-1-(10)-1 参照）を開催しながら、研修計画の策定及び地域ブロックにおける研修会場の確保等について機構本部と協力、調整を図り、平成 24 年度、平成 25 年度及び平成 26 年度の研修要項（別添 資料 4-3-1 及び表 4-3-1, 2, 3 参照）を作成してきた。

これら要項は、公共・認定の職業能力開発施設等に配布（平成 26 年度版 1594 施設）するほか、企業等で教育・指導的立場の者が在籍し受講実績のある企業・団体に対しては、別途「指導者・現場リーダー等研修のご案内」（民間企業等受講可能コースを一覧にした冊子）（別添 資料 4-3-2 参照）を作成して案内（平成 26 年度版 690 企業・団体）をした。

また、職業大のホームページにおいて、研修要項の内容を掲載するほか、コース毎の申し込み状況の確認やコースの検索機能を付加する等、利用者の利便性の向上を図りつつ情報提供している。

一方、コース設定は、一部のコースを除き教室、機器等の関係から 1 コース定員：平均 10～15 名、研修期間 2 日～3 日、1 日 6 時間（9：00～16：00、ただし、ブロック中核施設の場合は 9:30～16:30）を基準に、形態は集合・集団での講義、実習、討議、演習形式で設定している。さらに受講申し込みは、開講 2 ヶ月前までメール（職業大ホームページに電子ファイルとして様式を添付している。）又は FAX で申し込み、申し込み多数の場合は、先着順で受付けている。決定（選考）は、受講の適否について確認の上、概ね開講 1 ヶ月前までに決定し申込者へ回答している。

なお、定員を超えて申し込みがあった場合には、定員枠の拡大、若しくは同一コースの再設定をするなどして対応してきた。

資料 4-3-1 平成 26 年度 研修要項

資料 4-3-2 平成 26 年度 指導者・現場リーダー等研修のご案内

表 4-3-1 各研修コースの研修内容

研修区分	研 修 内 容
1 新任研修	新任指導員を対象として、職業能力開発事業に関する基礎的・基本的な事項を理解するとともに、技能・技術を現場で実践的に指導する方法等を習得する。
2 一般研修	指導員が多様化する職業能力開発業務を的確に行う上で、専門的な知識や技能・技術分野以外で業務遂行に必要な知識やスキルを講義や演習を通して習得する。
3 技能・技術実践研修	指導員の専門分野かつ専門分野を含む複合・横断的な領域における知識及び技能・技術の向上を図るとともに、その専門分野を効果的に展開する方法を習得する。

4 テーマ別研修	専門分野に係る知識及び技能・技術の更なる習得或いは専門領域の拡大を目指し、教材開発等の研修テーマを職業大指導教授等と協議のうえ設定し、自らが主体的に研修を実施する。
5 訓練技法開発研修	職業能力開発ニーズの多様化・高度化が進展する中で、職業訓練を効果的かつ効率的に実施するための訓練技法や教材開発に関する知識及び技能を習得する。
6 実践派遣研修	多様化・高度化する職業能力開発ニーズに対応するため、指導員を企業、研究所、大学等に派遣し、企業ではコスト意識・経営的なものの見方やその実践を学び、また、研究所、大学等では、高度な技術や最先端の専門知識等を習得する。

表 4-3-2 平成 26 年度研修コース設定の主な要点

	要 点																																
研修コース設定の主な要点	1 平成 25 年度に引き続き、受講機会の拡大を図るため、研修会場として職業大以外に地域ブロックにおける中核施設を活用して研修を展開すること																																
	<p>・平成 26 年度地域ブロック中核施設一覧</p> <table border="1"> <tr> <td>北海道</td> <td>北海道職業訓練支援センター</td> <td>北陸</td> <td>石川職業訓練支援センター</td> </tr> <tr> <td>東北</td> <td>岩手職業訓練支援センター</td> <td>東海</td> <td>愛知職業訓練支援センター</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">関東</td> <td>埼玉職業訓練支援センター</td> <td>近畿</td> <td>大阪職業訓練支援センター</td> </tr> <tr> <td>神奈川職業訓練支援センター</td> <td>中国</td> <td>福山職業能力開発短期大学校</td> </tr> <tr> <td>高度職業能力開発促進センター</td> <td>四国</td> <td>四国職業能力開発大学校</td> </tr> <tr> <td>千葉職業能力開発短期大学校</td> <td>九州</td> <td>九州職業能力開発大学校</td> </tr> <tr> <td></td> <td>関東職業能力開発大学校</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自動車関係</td> <td>東京都自動車整備教育会館</td> <td colspan="2">日産自動車㈱日産ビジネスカレッジ</td> </tr> <tr> <td>横浜トヨペット相模野トレーニングセンター</td> <td colspan="2">三菱自動車工業㈱E V技術センター</td> </tr> </table> <p>2 一般研修においては、近年要望の多いカウンセリング技法、就職支援技法やコミュニケーション能力等を習得するコースを設定していること。また、精神・発達障害等の訓練生の対処法や就労支援、メンタルヘルス等に係るコースを設定していること。</p> <p>3 技能・技術実践研修では、生産現場に共通した生産管理のコース、省エネ技術やE V（電気自動車）等環境エネルギーに係るコースを設定していること。</p> <p>4 オーダーメイド型研修は、これまで以上に要望に沿った研修の実施に向けて、受講者確保が困難な場合の弾力的運用、委託訓練の質の向上に向けた委託訓練実施機関を対象としたコースを設定していること。</p>	北海道	北海道職業訓練支援センター	北陸	石川職業訓練支援センター	東北	岩手職業訓練支援センター	東海	愛知職業訓練支援センター	関東	埼玉職業訓練支援センター	近畿	大阪職業訓練支援センター	神奈川職業訓練支援センター	中国	福山職業能力開発短期大学校	高度職業能力開発促進センター	四国	四国職業能力開発大学校	千葉職業能力開発短期大学校	九州	九州職業能力開発大学校		関東職業能力開発大学校			自動車関係	東京都自動車整備教育会館	日産自動車㈱日産ビジネスカレッジ		横浜トヨペット相模野トレーニングセンター	三菱自動車工業㈱E V技術センター	
北海道	北海道職業訓練支援センター	北陸	石川職業訓練支援センター																														
東北	岩手職業訓練支援センター	東海	愛知職業訓練支援センター																														
関東	埼玉職業訓練支援センター	近畿	大阪職業訓練支援センター																														
	神奈川職業訓練支援センター	中国	福山職業能力開発短期大学校																														
	高度職業能力開発促進センター	四国	四国職業能力開発大学校																														
	千葉職業能力開発短期大学校	九州	九州職業能力開発大学校																														
	関東職業能力開発大学校																																
自動車関係	東京都自動車整備教育会館	日産自動車㈱日産ビジネスカレッジ																															
	横浜トヨペット相模野トレーニングセンター	三菱自動車工業㈱E V技術センター																															

表 4-3-3 平成 26 年度研修要項概要

1 受講対象者	(1) 公共職業能力開発施設及び認定職業能力開発施設の職業訓練指導員 (2) 民間教育訓練機関の職業訓練指導者 (3) 企業の能力開発指導者及び現場リーダー (4) 職業指導を担当する者 (5) これから職業訓練を担当予定の者	
2 開催会場	新任研修	
	一般研修	職業大
	技能・技術実践研修	地域ブロック中核施設
	訓練技法開発研修	
	テーマ別研修	職業大
	実践派遣研修	研修受入機関
	オーダーメイド型研修	要請元都道府県等施設
3 申込方法	1. 都道府県職業能力開発施設:都道府県職業能力開発主管部長等を経由して申し込み 2. 認定職業能力開発施設:都道府県職業能力開発主管部長等を経由して申し込み 3. 機構職業能力開発施設:機構総務部長の指示により申し込み	
4 申込期間	年度当初 平成 26 年 1 月 15 日 (水) から平成 26 年 2 月 14 日 (金) 以降随時受け付け	
5 宿泊	職業大で研修会場周辺の宿泊先を、職業大ホームページで案内している。	

2 優れている点・課題等

指導員養成訓練、高度職業訓練及び指導員技能向上訓練各課程ともその訓練対象たる学生、受講者の確保が最大の課題であり、引き続いて自ら行う募集活動はもとより一般工科系大学、都道府県能力開発主管課、労働団体や事業主団体との連携を密にして、さらに協働して活動する方法を構築する必要があると判断する。

指導員技能向上訓練においては、様々な研修コースをホームページ上でその詳細なコース情報や申し込み状況を、利用者が容易に情報として入手できるシステムを構築していることは、受講者側のニーズに立った優れた取り組みである。その一方、出前型研修の拡充を図っていくためには、さらなる研修会場として活用できる協力施設の拡大を図る対策を検討する必要がある。

3 基準 4 の自己評価の概要

指導員養成訓練は、高度職業訓練の平成 24 年 4 月創設、平成 25 年 3 月相模原キャンパスから小平キャンパスへの移転・統合が進められる中で、総合課程、長期課程及び応用課程の各課程の教室や実習室等の使用計画、年間授業計画の作成に係る調整作業を行いつつ、関係部署と緻密な連絡、調整を進めながら校内の手続きを行い、リーフレット、

募集要項の作成、さらにその後の学生募集へと続くハードスケジュールを乗り越え、平成26年4月長期養成課程、短期養成課程及び高度養成課程に学生を迎えたことは、課程の開設に携わった教職員がなすべき業務を一つひとつ着実に適確、適切に実行し、成果を出した結果であり評価する。

ただし、当該課程は、開設されて1年未満であり、使命及び目的の達成について、評価することは難しいと判断し、平成27年度以降の職業大が平年度化された後の実績をもって、改めて総合的に評価されるべきであると考えます。

一方、平成24年4月高度職業訓練の総合課程の創設は、職業大の50年余に渡る教育訓練の経験・実践を踏まえ、規程等の整備に始まり、関係委員会等の設置や検討会の検討を通じて決定した日程に従って、学生募集から入学試験実施及び合否判定と、これまた厳しい日程の中で取り組むべき事項について、教職員が共通認識の上に立って、最も大切な業務を事故もなく、それぞれ定員を上回る入校生を確保できたことは評価できる。

さらに、職業大の基幹業務の一端を受け持つ指導員技能向上訓練にあっては、平成27年実績ベースで受講者5,000人という目標の達成が求められている。

このような状況の下にあって、目標の達成に向けて、教員ユニットを最大限活かし、地域ブロックの施設を活用した出前型研修に取り組むほか、前述平成26年度研修コース設定の主な要点(表4-3-2参照)で説明しているように、要望に基づいたオーダーメイド型コースや委託訓練の質の向上に向けて委託訓練実施機関を対象としたコースの設定などの取り組みを行うとともに、受講者や受講希望者に対してコース一覧やコースの申し込み状況の詳細な情報を提供するため職業大ホームページの掲載方法の工夫や改善に引き続き取り組んでいることは評価する。